

## 平成29年度 第1回 教育委員会議事録

### 1 開催日及び場所

平成29年5月9日(火) 午前10時00分から午前10時55分

山県市役所3階 303会議室

### 2 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 承第1号 平成29年度山県市教育委員会事務局職員の任免の専決処分について

日程第5 承第2号 平成29年度山県市教育機関の職員の任免の専決処分について

日程第6 承第3号 平成29年度山県市教育機関の職員の任免の専決処分について

日程第7 議第1号 平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

日程第8 議第2号 山県市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

日程第9 議第3号 山県市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

日程第10 その他 山県市教育委員会教育長職務代理者の指名について

### 3 出席者

教育長 伊藤 正夫

教育長職務代理者 大野 良輔

委員 藤岡 功

委員 川田 八重子

委員 江崎 由里香

事務局 学校教育課長 鬼頭 立城

生涯学習課長 梅田 義孝

公民館長 堀 邦利

学校教育課 恩田 拓充 衣笠 みつ美

#### 4 会議次第

(午前10時00分開会)

大野職務代理者 ただいまより、平成29年度第1回教育委員会を開催いたします。

日程第1、前回議事録の承認について。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） 日程第1、前回の議事録の承認について。

委員の皆様には前もって議事録を送付させていただいておりますので、要点のみ説明させていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

平成28年度第10回教育委員会が平成29年3月23日、木曜日、山口市役所3階304会議室において開催されました。

出席者は、委員4名、教育長、事務局5名でした。

会議は、午後1時30分に開会され、前回の議事録の承認、議事録署名者が指名されまして、教育長から小学校卒業式への出席のお礼など3点の報告がありました。

議事としまして、12議案を審議いただき定されました。

会議は午後2時40分に閉会しました。

以上でございます。

大野職務代理者 ただ今事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご質問が無いようですので、前回議事録を承認します。

続きまして、日程第2、議事録署名者の指名について、今回は、藤岡委員を指名します。

藤岡委員 はい。

大野職務代理者 続きまして、日程第3、教育長の報告について。

伊藤教育長に報告を求めます。

教育長 2点報告させていただきます。1点目は、入学式、始業式が行われまして、子供たちの状況についてお知らせします。小学校は、全ての学校の1年生が入学式には全員出席でありました。その他には、不登校傾向や家庭の事情による欠席者が数名いました。中学校は、伊自良中学校、美山中学校については、全員出席で欠席者無しでした。高富中学校につ

いては、病気や不登校傾向により数名が欠席でした。欠席者については今後注視していかなければならないと思っています。

2点目は、市費職員の学習支援員と教育サポーターの方たちから、発達障がいの子供たちに関わる機会が多いので、特別支援教育などについて学ぶ場が欲しいとの声がありまして、たまたま昨日ですが、この方たちを対象に岐阜大学教職大学院の特別支援教育の平澤教授にお願いしまして講義を行いました。事前に困っていることなどを整理したものを教授にお渡ししておいて、それに答えていくというような形で進められ、大変わかりやすかったということで喜んでみえました。2回目の講義を6月に予定しておりまして、宿題も出たようです。子供たちの一番身近にいて、困っていることを感じる事ができるのがこの方たちですので、そのことを大事にして欲しいということでした。質疑応答では、担当者も驚くほど質問も活発にあったとのことでした。教員の立場では気づかない困りごともあるとういことがわかったりして、大変有意義な講義であったと思います。是非2回目も活発な講義が行われて、いろいろな知識などを獲得してもらいたいと思います。委員のみなさんも興味があればお越しください。

以上でございます。

大野職務代理者 講義の会場はどちらですか。

教育長 教育センターです。

大野職務代理者 私も平澤教授と何度かお話ししたことがありますが、人の意見を引っ張り出すのが上手な方ですから、活発な意見が交わされたのだと思います。非常によい講師の方を選ばれたと思います。

江崎委員 2回目の講義の日にちはいつですか。

教育長 6月12日の月曜日、1時30分からです。事前に連絡をいただければ、そのように準備しておきます。

大野職務代理者 ただ今の教育長の報告について、ご質問等ございましたらお願いします。

ご質問が無いようですので、次にまいります。

日程第4、承第1号、平成29年度山県市教育委員会事務局職員の任

免の専決処分についてから、日程第6、承第3号、平成29年度山県市教育機関の職員の任免の専決処分についてまでの3議案を一括議題とします。

この3議案は人事案件のため、山県市教育委員会会議規則第13条に基づき秘密会として審議することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大野職務代理者 異議なしと認めまして、本議案の審議は秘密会とします。議場を閉鎖してください。

(議場の閉鎖)

大野職務代理者 事務局に説明を求めます。

(非公開案件)

大野職務代理者 異議なしと認めまして、承第1号、平成29年度山県市教育委員会事務局職員の任免の専決処分についてから、承第3号、平成29年度山県市教育機関の職員の任免の専決処分についてまでを承認します。

これをもちまして秘密会を解き、議場の閉鎖を解除します。

(議場の閉鎖解除)

大野職務代理者 続きまして、日程第7、議第1号、平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) それでは、資料ナンバー5をご覧ください。

議第1号、平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号）に基づき、平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置するものとする。

平成29年5月9日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫  
岐阜市を除く岐阜地区の市町教育委員会で組織されます教科用図書の採択協議会でございますが、平成29年度の協議会設置について、関係市町教育委員会の議決が必要でありますので、本市教育委員会の議決を求めるものです。

大野職務代理者 　ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

藤岡委員 　何社くらいの中から選ぶのですか。

学校教育課長 　8社になります。

教育長 　今回は多い方で、他の教科は6社ぐらいの所もあります。

大野職務代理者 　私は、岐阜地区で同じ教科書を使っていないと中学から高校に進学する時に困ったことになるので、そのための協議会と認識しています。

教育長 　この協議会で採択された教科書を、この協議会を構成する市町の教育委員会は原則として採択するということになりますが、最終的には市町の教育委員会に決定権があります。市町の教育委員会が採択された教科書と違うものにする場合は、再度、協議会に持ち帰って協議することになります。数年前に沖縄県の八重山地区でそのようなことで問題になったことがありました。

大野職務代理者 　特にほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見が無いようですので、お諮りいたします。

議第1号、平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

大野職務代理者 　異議なしと認めまして、平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択

協議会の設置について、決定します。

続きまして、日程第8、議第2号、山県市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー6をご覧ください。

議第2号、山県市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について。

山県市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年5月9日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

山県市教育委員会公告式規則において、教育委員会が公布する規則について、掲示場に掲示する期間が定められていなかったため、これを規定する改正を行うものです。また、教育委員会が公表する規則以外の規定について、文書の形式及び掲示場に掲示する期間が定められていなかったため、併せてこれを規定する改正を行うものです。

大野職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

藤岡委員 掲示の期間はどのくらいですか。

事務局（恩田） 7日間になります。

大野職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見が無いようですので、お諮りいたします。

議第2号、山県市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

大野職務代理者 異議なしと認めまして、山県市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、決定します。

続きまして、日程第9、議第3号、山県市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

- 事務局（恩田） それでは、資料ナンバー7をご覧ください。  
議第3号、山県市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、  
山県市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。  
平成29年5月9日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。  
障がいのある児童生徒の就学に関する手続きに関しまして、中央教育審議会から文部科学省へ、市町村教育委員会に設置されている就学指導委員会については、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称とすることが適当であるとの提言がなされており、文部科学省からもこのことに留意するようとの通知がなされているため、就学指導委員会の名称を教育支援委員会に変更する改正を行うものです。
- 大野職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。
- 大野職務代理者 名称の変更と理解すればよろしいですか。
- 事務局（恩田） 主な変更は名称の変更ですが、それに伴い就学時のみならず、就学以降も教育支援を行うということで内容について若干の改正をしております。
- 大野職務代理者 継続的な教育支援ということですね。
- 事務局（恩田） はい、その通りです。
- 大野職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。  
それでは、ご意見が無いようですので、お諮りいたします。  
議第3号、山県市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、  
ご異議ございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 大野職務代理者 異議なしと認めまして、山県市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、決定します。

続きまして、日程第10、その他の山県市教育委員会教育長職務代理者の指名について、事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、その他でお願いしたいのですが、現在の太野教育長職務代理者は、5月14日で委員の任期が一旦満了となるため、その後の教育長職務代理者が不在となりますので、本日、次の教育長職務代理者の方を決めたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された時点で、教育長職務代理者は法第13条第2項の規定に基づき、教育長の指名する委員となっております。

前回までは、教育委員会で協議の上、教育長職務代理者を決定していましたが、今回より教育長の指名により教育長職務代理者を決定したいと思いますのでよろしくお願ひします。

なお、平成27年度第2回教育委員会会議での申合せ事項により、教育長職務代理者は、委員任期の最終年の方にお願ひするとなっております。

教育長 ただ今、事務局より説明のありましたとおりですので、次期教育長職務代理者に、藤岡功委員を指名させていただきます。

藤岡委員、よろしくお願ひいたします。

藤岡委員 はい、わかりました。

藤岡委員から挨拶をいただきたいと思ひます。

藤岡委員 今指名をいただきました藤岡です。今年度が2期目の最終年度となりまして、8年目となります。最後の務めになるかと思ひますので、しっかりと務めさせていただきますとは思ひますが、現在50歳で仕事が忙しくなかなか時間がとれなくなつてきておひます。その中でも何とか時間調整をして、しっかりと職務代理者を務めたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

太野職務代理者 よろしくお願ひいたします。

それでは、その他について、ほかに何かござひますか。

（ 特になし ）



大野職務代理者 特にないようですので、以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了させていただきます。

これをもちまして、平成29年度第1回教育委員会を閉会いたします。

(午前10時55分閉会)

上記議事録は正当であることを認め署名します。

山県市教育委員会

教育長 伊藤 正夫 \_\_\_\_\_

委員 藤岡 功 \_\_\_\_\_